

平成26年度4月期 工事契約制度の見直しについて

4 主観点数による入札参加資格について【試行導入】

平成25・26年度の建設工事入札参加資格審査においては、従来の総合評価落札方式の評価項目のうち、「企業の社会性」に係る評価項目の多くについて、入札参加資格審査の決定数値算定のための「主観的事項の算定項目」に移行し、全ての市内企業について、「企業の社会性」を評価することとしました。

このことにより、決定数値における主観点の配点比重を拡大し、企業の社会性や技術力を、より決定数値に反映させ、入札参加資格者名簿を編成したことにかんがみ、当分の間、次のとおり主観点数について案件ごとに指定する点数を受けていることを入札参加資格として設定することとします。

【平成26年4月1日以降公表分から適用】

(1) 適用案件

次のア及びイのいずれにも該当する工事種別を対象とします。なお、適用案件数は、当該年度における発注予定件数のおおむね10分の1（上限3件）とします。

ア 入札方式別、工事種別ごとに見て、当該年度の発注予定件数が5件を超えており、かつ、前年度の当該工事種別における平均応札者数が5者以上であったこと。

イ 決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。

(ア) 主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度の主観点数の平均値の割合が0.3未満であること。

(イ) 主観的事項のうち、「環境対策」「災害時の活動」「安全対策」「障がい者雇用」「次世代育成支援」「人権啓発の取組」における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が0.3未満であること。

※ 格付けされている工事種別においては、(ア)及び(イ)に該当するかどうかを、等級区分ごとに判断するものとする。

(2) 設定方法

当該工事種別に登載された市内企業の当該年度の主観点数の平均値（格付けされている工事種別にあっては、当該格付における平均値）に「0.8」を乗じた点数を入札参加資格として設定します。

なお、複数の格付を対象とした案件については、当該格付における平均値を採用します。

(3) 留意事項

ア 主観点数設定案件と未設定案件の間においては、重複落札禁止の対象外とします。

ただし、主観点数設定案件相互間においては、案件に応じ、重複落札を禁止する場合があります。

イ 総合評価落札方式（I型）には適用しません。